

函館税関の支署・出張所の名称及び管轄区域の変更について

平素より税関行政に対しましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
函館税関管内の岩手県に所在する下記3官署については、機構改正により、本年7月1日をもって名称及び管轄区域の変更を予定しておりますので、お知らせします。

記

※下線部が変更箇所

1	官署名	函館税関大船渡税関支署
	管轄区域	岩手県のうち 大船渡市 一関市 陸前高田市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡
2	官署名	新名称 函館税関釜石税関支署（仮称） 旧名称 函館税関大船渡税関支署釜石出張所
	管轄区域	岩手県のうち 盛岡市 宮古市 花巻市 北上市 遠野市 釜石市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 上閉伊郡 下閉伊郡
3	官署名	新名称 函館税関釜石税関支署宮古出張所（仮称） 旧名称 函館税関宮古税関支署
	管轄区域	岩手県のうち 宮古市 下閉伊郡

※支署の管轄区域は、管轄する出張所の管轄区域も含まれております。

※ は宮古税関支署から、 は大船渡税関支署から釜石税関支署へ移管。

※住所、電話番号に変更はございません。

※7月1日以降の申告・届出のあて先については、新しい管轄官署あてに新名称でお願いいたします。

なお、6月30日から7月1日にまたがる申告や届出がある場合は、事前にご相談下さい。

・宮古税関支署 TEL：0193-62-6559

（宮古税関支署は非常駐のため、不在の場合、釜石出張所の電話番号に転送となります）

・大船渡税関支署 TEL：0192-26-2326

・大船渡税関支署釜石出張所 TEL：0193-22-3010

以上

官署名称及び管轄区域の変更に関するお問合せ先

函館税関広報広聴官 TEL：0138-40-4218

FAX：0138-40-4696